第七号 南山大学史料室

アル 二〇一三年三月

古文書大国日本とアーカイブズ

九州産業大学国際文化学部日本文化学科

1

福 \mathbb{H} 千 鶴

Perspective on Japanese Archives and a National Heritage of Many Ancient Documents

Department of Japanese Culture, Faculty of International Studies of Culture, Kyushu Sangyo University FUKUDA Chizuru

> archeia: documents, information and history No.7 March, 2013 pp.1-23 Nanzan University Archives

コ 古文書大国日本 一 日本のアーカイブズ運動 はじめに

古文書大国日本とアーカイブズ

福田千鶴

はじめに

レジュメを作るにあたって、どうして引き受けてしまったのかと、大きな後悔をいたしました。 古文書大国日本とアーカイブズ」です。永井英治先生からの依頼で講演をひきうけましたが、今回報告のために 福岡からまいりました福田と申します。 今日は一時間ぐらいの予定でお話しさせていただきます。 タイトルは

には国立の九州大学がありますが、私立としては福岡大学とプロテスタント系の西南学院大学の二校が人気も高 九州産業大学は、名古屋ではあまりご存じないかもしれませんが、九州ではそれなりの規模の総合大学です。福岡 のですが、その後を追っかけています。 というのは、現在、私は九州産業大学で日本史を教えております。着任が二〇〇八年ですので、今年で五年目です。

そうです。大変教育熱心な方で戦後の若者に教育を与えたいということで、戦後の混乱のなかで大学創立に邁進さ ちょうど二○一○年に、九州産業大学は五○周年を迎えました。創始者は中村治四郎さんで、英語の先生だった

福岡商科大学に発展させます。現在の福岡大学になる大学です。 れた方であります。戦後すぐの一九四六年に、まず福岡外国語学校を設立しております。これを一九四九年四 産業大学は兄弟の関係にあるのですが、地元でもこのことはあまり知られていません。ただ、経営陣との考え方の 中村氏はその副学長となるので、 福岡大学と九州

相違があって、 中村さんは翌年一二月に副学長をすぐに辞めてしまっています。

年四月から九州産業大学に名称を変えております。最初は商学部の単科大学でしたが、その後拡大していきまして 現在七学部、二〇一〇年で在籍者数一一、四八五人でした。最大は一九九八年で一五、八一〇人在籍していました。 それから九州英数学舘という予備校をお作りになる一方で、一九六〇年四月に九州商科大学を創立し、 一九六二

年で三二九ページに及ぶ五〇年史ができたということで、私も大変びっくりしたわけです。 変なことになるのだろうと思っておりましたら、全く声は掛かりませんでした。どうやって作るのかと心配してお 文化学部でございますけれども、日本史の専任教員は私一人しかおりませんので、当然私としては声が掛かって大 月の最初の教授会で、 っている人があったら紹介してくださいとか、そのようなアナウンスが何回か流れて、そのうちあっという間 二〇一一年、 そのうちに古い文書を持っている人があったら出してくださいとか、あるいは昔の有名教授で誰 去年の三月に、『九州産業大学五○年史』が出版されました。ちょうど私が着任した二○○八年四 五〇年史を作るので、声が掛かったら協力するようにと話がありました。私のところは の四

なのでしょう。 五○年史を作ることができたのかなと思うのですが、九州産業大学は七○歳定年なので、これからちょうど創立当 今回は文書や記録をなぜだか捨てられない人々が大学にたくさんいてくれたおかげで、 南山大学のように史料室を作って、 今後の大学の歴史編纂や地域貢献などにも使ってい くべべ

五〇年史で集めた資料がどうなってしまったのかは、私も全然追跡しておりません。本当だったら集

そのような私がここでアーカイブズの話をしていいのだろうか、ということを大きく後悔したわけです。 初から在籍されていた先生方が次々に定年退職でお辞めになっていく状況のなかで、たくさんの資料が失われてい てきたことにあろうかと思います。 くのだろうと考えながらも、大きな声を出すと自分に御鉢が回ってきますので、静かにしておこうということです。 ことなどをお伝えして、 では、 私がなぜこのような依頼をされたのかと言えば、最初に国立史料館に就職し、 何か議論ができるような素材が提供できればと思っております。 ですから、 本日は私が国立史料館で体験してきたこと、 アー その過程で考えてきた -カイ ブズ運 動 に関

日本のアー カイ ブズ運動

置きがずいぶん長くなりましたけれども、どうぞよろしくお願

61 1

たします。

まず、

はい

わば通称です。

正式名称は

国 文

ね 私は 職いたしました。この部署は、 学研究資料館 ばれたわけです。 者が一〇人も揃っている。そのような機関は東京大学史料編纂所を除けば他にあまりございませんので、 と言われました。 端を表しています。 九州におりましたので、 国立史料館のあらましについてご紹介いたします。「国立史料館」 ・史料館」と言いました。過去形です。なぜそのような複雑な名称だったのか、ということも しかしながら、 私の専門は日本近世史ですので、近世史の史料を五〇万点も持っており、 それは後述することにし、 国立史料館に就職が決まったときには、「近世史研究のメッカに就職できてよか 武家・公家及び寺社に関する史料の調査・研究及び収集・整理をするところでした。 私は国立史料館の第一史料室に助手として一九九三年四 近世史研究というよりは、 かつ近世史の とても喜 歴 史

実際にその頃の国立史料館は、

とにかくアーカイブズ

運動 の真っただなかであり、私はそこに自覚もなく飛び込むことになったわけです。

たり、 古文書記録 立史料館の歴史は、 捨てられたり、 一の収集事業に着手したことにはじまります。 燃やされたりしている状況を何とかしなければいけないということで、文部省のなかに史料 一九四七年に文部省科学教育局人文科学研究課において、学界の協力の下に、 戦後、 村の庄屋や公家・大名などの記録が古書店に売られ 近世以

0

0)

を収集する部局が立ち上がったのです。

入れる機関としてつくられた、 題になったわけですが、 なかで史料の現地保存主義が唱えられたときに、 ですから、 こちらの愛知県の例で申しますと、 戦後の混乱のなかで日本全国の、とくに近世以降の史料の散逸を防ぐために古文書を受け とご理解いただければ幸いです。北は北海道から南は沖縄までと言いたいですが なぜ愛知県庁文書が東京の国立史料館にあるんだということが 愛知県庁文書が国立史料館に入っています。 アーカイブズ運

関する請願が第五特別国会に提出され、 こうして文部省の一部局のなかで細々と史料を収集・整理していたわけですが、一九四九年に国立史料館設置に ということでスタートいたしました。 採択されました。 しかし、 通称では国立史料館とか文部省史料館と呼ばれていました。 一九五 一年の設置の際には、 国立を付けずに単 is 一史料

南

.は熊本までの史料が集められています。所蔵資料は約五〇万点です。

理大臣に提出されました。 に定着していない状況です。ですから、 九六九年には、 日本学術会議が勧告をしています。この時期はまだ「アーカ そこで保存すべき歴史資料の現況の説明とその危機打開策が提言され 勧告も「歴史資料保存の制定について」と題して学術会議 イブズ」という言葉も十分に日 7 の勧告として総

本

ここに言う歴史資料とは、 我が国に存在する文書 (古文書を含む)・ 記録類のことであるが (詳細 は 後述

これらの資料は太平洋戦争による災害、敗戦以後の大きな社会変革等により、大量に消滅した。

現在でも時々

事

影は

右のごとくまことに

深刻である。

にも拘らず、

歴史資料

の散逸、

廃棄を阻

止するた

8

0)

体

三系的

措

置

とする歴史資料保

存法

0

制定が

緊急に必要なのである。

刻々散逸しつつある

V 7 革による 散逸した。 保護もなされてこなかったと言っても過言ではない。 0 r V は 史資料 が る 国 [家機関 現状である。 地主 中 世 0) 町 の没落、 方の 鎌 方の中心をなす江戸時代までの古文書 大寺社等により、 倉 b 更に近世 室町 ここ数年来の急激な社会変化により今や全面 のは戦災によってその殆どが焼失した。 時 代 (江戸時代) 0) 比較的手厚く保護されており、 古文書 の古文書・記録類になると、 記 録類につ . 記 旧 13 大名 録 ては、 類につ 全国各地に存在した農村文書 の古文書 それら 時 代が下 的亡失の いて見れば、 その大部分につい 0 解読 記 -るに連 録 直 前 類 古代 公刊もほぼ全 13 は れ 華 て保護 あ Ź 族 (奈良 制 ては、 がが 度 は + 0) 平安時 廃 分 面 これ 戦 止 行 的 と共に に行な 後 届 まで 代 7 ゎ 0) 大 何 等 \$ な n

降 長役場の資料は、 廃棄されてきており、 の公文書類はそれ 歴史資料のもう一 江戸 ぞれ 方の中心である明治以降 明治後半 時代の農村文書と同 0 役場におい (終戦までの公文書を一点も有しないような市町村も少なくな て保管されてい 様 の運命を辿りつつある。 の公文書類につい たの であるが、 ても、 また、 事態は たびかさなる町 ほぼ 明治二二年の市 同様である。 村 0 合 併 制 明 0 治 都 町 村 前 半 制 期 大 実 量 施 0 以 戸

は全く取られておらず、 以上 のごとき憂慮すべ き事 このままに放置す ♪態を阻-止 Ļ 貴 れば間もなく取り返しの 重 な国 民的文化 遺産を後世に伝えるため つかない 危機に陥ることは明白 に 文書 館 0) [であ 監置を

に入ってい 0) 勧告で私が な 1 ということです。 注目したい のは、 つまり、 対象とされた歴史資料のなか 九四 五年までの 戦前 の史料を何とか に、 未 来 . О 歴史資料たる現用 しなけ n ば 1 の公文書 け な が 中 世文 ?全く 視 は

それが良い意味でも悪い意味でもアーカイブズ運動に大きな影を落としているというか、 どとも協力しながら、 国立史料館でした。 不十分ながら進展しているけれども、 ブズ運動を牽引した方々の多くが近世史出身であったことが日本のアーカイブズ運動の ればいけない。 このような認識のもと、日本のアーカイブズ運動は始まっていき、その中心的役割を担った機 以降、 緊急な課題に対処する形で史料保存運動が展開していくわけです。 地方史研究協議会や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(以下、全史料協と略称)な 近世文書は全く手がついていない。そして、 明治の文書もとにかく守らなけ 一つの特徴と言えますが つまり、 アーカイブズ運動を複雑 戦後、 アーカイ

にした原因ではない

か、

と私は思うのです。

ですが、 門を入ると大きな五階建ての白亜のビル、これが国文学研究資料館です。入っていくと、「ここは国文研ですので、 立史料 ていたわけです。 庫はない」と報告書に書いているぐらいでありまして、そのようなところに日本の五〇万点の史料は押し込められ 閲覧室の 端康成さんがノーベル賞を取ったことで、国文学界でも資料館を作ろうということになり、 自然空調のところでございまして、 史料館は入り口を出て右に行ってください」と言われて、 川に移転しており、 こののち、 館の敷地に余裕があったので、そこに国文学研究資料館が建設されることになりました。 大変劣悪な環境でした。 横に三 国立史料館は国文学研究史料館と一緒になります。これはかつての大学共同利用機関の一つです。 階 . 建ての書庫があったのですけれども、 跡地は更地になっているそうです。戸越に行ったことのある方ならよくわかると思いますが、 後述するマイケル・ 人間が耐えられないなら常置されていた史料はさぞ大変だっただろうと思うの ローパーさん (ICA) 夏はもう本当に暑くて耐えられないぐらい暑くなるという 右の建物をみると、本当に古くて暗くて、冬は寒くて。 がこの書庫を見て、「 品川 国文研は現在、 区戸 あんな劣悪な書 ,越にあった国 立 Ш

本にはアー

キビストの専門職養成施設がない」ことを指摘し、

当面

は外国

の施設を利用

しなけ

いれば

r.V

け

な

0

をいう」という定義がなされました。 を収集・整理・保存し、 0 官公庁史料を収集・整理・保存し、 公庁資料とは、 制定について」という勧告を出し、 九八〇年になっても、まだ日本では公文書館法が成立しません。 各省庁、 一般公衆の利用に供するとともに、公文書行政についての調査・研究を行う機関をいう」 政 府関係機関、 利用に供する機関として位置付けられるようになりました。 現用の公文書を対象にしていくことが明記されたのは進歩であり、 文書館は何をするところなのかという点について「文書館とは、 及び地方公共団体が、 その任務遂行上、 そのため、 製作、 受理した文書その他 日本学術会議が 官公庁資料 「文書館 官

館は次の業務を行う」として七つの業務を掲げています。 さらに、一九八六年になっても文書館法が成立しないため、 今度は全史料協が「文書館大綱案」 を作り、

文書資料の移管又は引継ぎ及び収集 (購入・寄託 寄贈) による受け入れ。

二、文書資料の整理及び保存。

二、文書資料の閲覧等による利用及び助言指導。

文書館 あとは調査・研究、 0) 仕 事は 「文書を受け入れて利用に提供する」という位置付けでした。 啓発普及などとなっています。 つまり文書館の業務に公文書が対象とされるようになっても、

学アー 発展のために」という報告書を書きます。 てい しかしながら、 カイブズが十分に展開していない頃でした。そのなかで第一に「専門職の養成が課題である」としつつ、「日 ると感心する内容で、 一九八六年に先述のマイケル・ローパー氏が日本の文書館の視察に訪れ、「日・ 国立公文書館と全史料協、 長文の報告書で、 企業史料協議会を対象としています。まだ、 本当に短い 時 間で、よくこれだけ の視察を 本に この お 的 it 時期 る文 確 13 ば なさ 大

ないかと提案しています。

ゆる問題」をあげています。これは言い換えれば、日本のアーカイブズ運動は、 廃棄しなさいということですが、その意識が弱い。つまり、評価・選別という概念を鍛える必要を示唆されたのです。 述べています。ここでいう「選択」とは、未来に向けて遺すべき記録文書を取捨選択して、 キビストは一 館 分野を挙げておく」と断ったうえで、「半現用記録の取り扱いと文書館保存用の記録の選択及び移管の手 の業務は さらに、「文書形態記録以外の記録類(すなわち視聴覚記録や機械可読記録) さらに、 アーキビストの業務について、重要な指摘をいたします。先ほどから述べているように、 般にもっと専門的知識や専門的技術を拡大する必要がある。これだけというわけではない 史料を受け入れて、整理して保存して利用に供することにありましたが、ローパー氏は の作成、 「文書」しか対象にしていない 選択、 不要なものは捨てる、 保存に関するあら 日本での文書 が、 日本の 特に次

だけど、もっと劣化が進んでい は ではないかという指摘だと思います。 した。近代の本や資料は西洋紙が用いられているため、本をめくるとバラバラと壊れてしまう状態でした。 最後に「和紙形態以外の文字記録の保存と修復」についても鋭く指摘しています。 面 の青焼き、 こんにゃく版など、 る記録史料がある。 文字で紙媒体に書かれた記録以外のものもアーカイブズの対象なのです。 和紙に書かれた文字以外の記録の保存が緊急の課題ではないか、 この時期にはとくに酸性紙問題が大変深刻な問題になっていま 和紙は放っておいても大丈夫 ということ

パ 書館業務の第二番目に「文書の評価 ー氏の指摘によって、 近世史料はもとより、 選別及び廃棄」を明確に位置付けるように変化します。ですから、 近現代公文書がアーカイブズ運動の取り組むべき緊要な課題とする

をここで指摘されたわけです。

これを受けたのだと思いますけれども、

その

翌年の一九八七年九月に全史料協が出した「文書館法

(案) _

は文

価

選択を実行するのは、

ア

1

キビスト

最も重要な職

務の一

つであると位置

付

ij

Ġ

n

ました。

です

から、

私も国立史料館に入ると、

アーキビストのプロ

フの最

ッショ

ン

(専門性)

かとい

うことをずっと議

たのですが、

やはり

評価

選択する能力だということになり、

それでは、

評

:価・選択

選択をどうやってやったらい

意識 課題に向き合わざるをえなくなります。 が強まるのですが、 近現代文書を扱う場合には、 つまり、 公文書をい 近世史研究者であれば直面する必要のない かに評価 . 選別して未来に遺していくの 評 価 か、 選 別とい Š . う

題に直面するようになったのではないでしょうか。 私 が史料館に就職したのは 一九九一年です。 その二年前に、 「文書館専門職 テ 1 キビスト) の養 成 K 0 r V ての

(1) 評価・選択のシステムの開発

提言」を全史料協が作っています。

その

一評

価

選択」の項目では、

次のように取り決めてい

・ます。

なけ 近い。 である。 記録の生死を決定するきわめて重要な作業であり、 代の行政公文書や企業文書については、 ば近世文書のように古い文書・記録は、 したがって、 文書館を一人類の ればならない また安易にそれをめざすことは、 記録を評価し、 この評し 記録の源泉」と呼ぶからには、 猫· 永久保存するものを選び出す作業がどうしても必要となる。この作業が、 選択システムを開発し実行するのは、 これをすべて文書館で保存し、 逆に文書・記録の有効な利用を妨げる結果をもたらすことになろう。 一点残らず保存するのが原則であろう。 機関の明確な方針と確立されたシステムのもとで実施され すべての文書 ・記録を後世に伝えたい。 アー 整理し、 キビストの最も重要な職 しか 利用に供することは不可 し、膨大に作 たしかに、 成され のひとつ たとえ わば 能 る

0 かというと、 私はそもそも文書が捨てられないので困りましたねっていう話になり……。

現場の人たちと話していると、「一番困るのは、どうやって捨てるのか、というのが自分の責任だと言われること」 文書・記録を評価するに当たっては、 ると「私の責任ですか」ということになります。 さらにこの提言は「評価・選択の実施」の項目で、「評価・選択基準はあくまでも基準に過ぎず、 アーキビストの個人的能力に負うところが大きい」と書かれており、 ですから、 史料管理学研修会の受講生として来られた、 実際 に個々の そうな わ ゆる

という声をよく聞きました。

職員があらゆる知識と経験を駆使してこの業務に当たらなければならない。 文書等」 専門性が発揮される領域である」ということで、アーキビストの専門性は評価・選別にあると明言されています。 中 が本来保存すべきものは公文書であるという形になっていきます。ただし、 の評 から永久保存価値を有する記録遺産 この提言の三カ月後の一九八七年一二月に、公文書館法が制定されます。これは公文書が対象ですけれども、「公 かも 価、 「専門職員の担当する業務」に関しては、「専門職員の業務のなかで最も重要なのが、 選別によって後代に伝えられる記録遺産、 等 のなか に戦前、 あるいは近世文書、 (歴史資料として重要な公文書その他の記録) すなわち公文書の所蔵資料の質が決まってしまうので、 古文書が含まれるという解釈で運用され 文書館員の専門性は何かとは公文書 専門職員の大きな責任が問われ、 を評価、選別することである。 ていますが、 膨大な記録資料 文書館 その

問に立っています が いします。 国立史料館では、 アーキビストの 文部大臣は予算委員会で積極的な答弁をされていますが、 公文書館法制定の翌年から、 九八八年三月二八日)。「アーキビスト・コンサベータなど、 養成 問 題に取り組んでいくわけですが、 それまでの「史料取扱講習会」を「史料管理学研修会」へと名称 吉川春子さんという国会議 専門職の育成についてどういう具体策を持 専門職員の養成についておうか 員が 内閣委員会で質

法

このなかに定められておりません。

K 能 職 お 養成の実を上げていくことが必要であるという考えでございます」との認識を示されました 省としても今後こうした国文学研究資料館における研修コー でに受講者は二千人を超えているという状況でございます。このたびの公文書館法の制定を契機としまして、 員 !を習得させることを目的として開催しているものです。 た国文学研究資料館というのがございまして、 てきているという認識でございます。 るわけでございますが、 0 れに対して文部省担当官の 務する専門職 専門家として文書館等における公文書等の保存、 るのか文部省にお答えいただきたい」と。 研 修コースを実施してい 員を対象として近世史を中心として史料 公文書館法の制定を契機とい るわけでございます。 西尾理弘さんという方が、「御指摘のアーキビストにつきましては、 このアーキビストの養成に関しましては、これまで大学 中 教育ということで文部省に向けて質問されています。 略)、 この研修コースは、 利用に重要な役割を果たしていくということが たしまして、その養成に 毎年一 昭 0 調 ス 和二八年以来、 0 查 充実強化を図って、 週間程度の短期 整理、 保存、 都道府県等の 特に近世史 つい 間 管理等に 0 我 講習会でありますが、こ てはますます が国 をやい 図 書館、 関する基 心 13 (傍点は筆者 におけ رج درا 文書館 0 貴 一礎的 共 るアー 同 重 資料 (な知 な課 期 ま、 利 ーキビ 補 博物 用 待され 0 たい 題 文部 専 関

技 ま

等 菛 だ

なか を開催するようになり、 そうしたことから、 文学資源研究系・文学研究形成研究系・複合領域研究系に加えアー 史料 館の 名 称は失われて、 国立史料館教員一○人を中心に、七月と九月に二ヶ月近くにわたって長期史料管理 今も続けられておりますけれども、それを近世史の研究者が担当していたということです。 今では大学共同 利 用 機 関 ・人間 文化研 究機構の一つである国文学研究資料 カイブズ研究系として置かれています。

一 古文書大国日本

近代において、 は変わりますが、 国家の歴史だけではなく、 私は大学の授業で、「日本は古文書大国だ」ということを必ず伝えるようにしています。 庶民の生活まで一次的な史料から明らかにできるというのは、

ぐらいしかないと思います。例えば七○二年の戸籍が残っています。 文字が大量に発見され、 っているということがありますが、八世紀の一次的な記録が一万点以上も残っているというのは、 日本ぐらいではないかと思います。 とくに正倉院文書です。これは奈良時代のものですけれども、約一万通あると言われています。 あるいは漆紙文書といって、漆の甕の蓋が文書の反故紙で作られていて、 そこに文字 最近は木簡 全世界でも日

担当者は私に「これはうちで持っているなかでも古いものなんだ」と言われ、「おまえの国は何世紀ぐらい るのなら、 録が残っているんだ」と聞かれました。私が馬鹿正直に「そうですね、八世紀ぐらいから残ってます」と言います たちが契約を交わし、契約文書の一番下のところにネイティブアメリカンの人も西洋風のサインをしていました。 ただいたことがあります。 ては一六二○年以降です。 余談ですが、マサチューセッツ州はアメリカのなかでも古い歴史があるところです、それでも、文字の歴史とし 先方の とても興味深かったのですが、いまさら捨てた複製をくださいとも言えなくて、もったいないことをしたな こんなものは面白くないだろう」と言われてしまいました。私は十七世紀の近世史を専門にしています 顔色が変わって、手に持っていた古文書の複製をパーンとゴミ箱に捨てられて、「八世紀から残ってい その頃の古い文書の複製を作っているところをマサチューセッツ州立文書館で見せて 大変興味深い文書で、 ヨーロッパから移住してきた人たちとネイティブアメリカンの人 から記

かというと、

あと思って帰ってきたことがあります。

と五万通を超えるということです。 で、法令集などを追加しますと一万通はあるのではないかと言われています。これは、 めた写本の点数を永村真さん(元史料編纂所員、 話をもとにもどしますと、平安時代は がおまとめになったのですが、 室町・ 戦国期に関しては、 鎌倉以後は三万二九三四通で、 『平安遺文』 現在日本女子大学)が数えたそうですけれども、 という史料集があり、 数が分からないということですが、 これ以外にも未紹介の中 それを数えますと五五三〇通だそう 保立道久さん 約二〇万点あ 史料編纂所 世文書を含め (東京大学史

のではないかということです。

国で五〇万点の資料をもっているわけで、 理の文書が古書店に大量に流れ、今回の東北の震災のときもそうでした。そういった形で市場に出るものも含め、「え なく……」と近世史に辛口のご意見ですが、近世史料は数えたくても数えられないのです。今でも未整理の文書 資料を残したと言うことができる。 っ、まだこんなのがある 古書店から膨大に売りに出されています。 保立さんは、 前近代の日本は東アジアの の」というぐらい未整理のものがたくさん残っているのです。 それは、 あとどれだけの史料が全国にあるのかということです。 本当に悲しいことですけれども、 諸国と比べても、 統計的概算のないままに膨大性が強調される近世資料のみのことでは ョ | 口 ッパ 諸国と比べても、 新潟の中 越地震があ 国立史料館だけでも日本全 大量の文字資 ったときは が

な民間史料も発見されるようになってきているのではないかと思います。 7 国 ない。 は 正 韓国 それは限られているのではないかと思います。 史を編纂すると、 [も同じように正史を作ったら一 その元になった一 次的な史料を廃棄してしまうということですが、 次的 な史料は 一廃棄してしまったそうで、 それでも日本のように膨大に残っている あまり一 次的 最近は な史料 ろ

れらは完全に消滅しており、 古代の習慣に従って、 た史料―オリジナル、 一二〇年まではオリジナル証書が大体五〇〇〇点ということです。また、「十二世紀までに関しては、 オ リヴィエ・ギョジャナンさんが「フランスにおける中世史料」という論文で紹介していますが、 少なくとも九世紀までは王や皇帝の宮廷の古文書庫が存在したものと思われる。 或いは多くの場合、後代の写本―は、大教会所有者の古文書庫に由来するもののみである。 私自身はその重要性の評価にかなり慎重である」と指摘しています。 本 フランスでは の朝廷の記 しかし、 保存され そ

スはアーカイブズ先進国だからです。

録が残っているのに比べて、フランスでは完全に消滅していることに私は驚きを隠せません。というのも

H

フラン

に羊皮紙に書かれ フ 説明される。 奇跡的である」いう状況が説明されます。ですから、 ランスに限らないのだろうと思います。 さらに、「この初期の史料の極端な量的・質的な低さと、世紀ごとの重要性の差異は、 七世 ってい 紀の終り頃まで、 たが、 伝統的に維持されたパピルスという基底材は非常に壊れやすく、 証書の基底材は植物 西洋では古い文書は物理的に残りにくいことがあり、 (パピルス) であった。 ロール状のマニュスクリプト さまざまな要因 オリジナルの 残 は

が 既

ただし、

ギョジャナンさんは、

フランスに古文書が残らない理由を物理的、

あるい

は偶発的

な理

亩

の

みで説明し

できず、「使用後すぐに資料に対する興味が失われるという点に特に原因がある」と述べています。 ぜ 11 ウニの修道院のものだけが残存している。羊皮紙に書かれた証書はやや数が多いが、それでも絶対量は極めて少な ていないところが注目されます。 フラン 後世 スに一次的な記録が少ないかというのは、 の史料についても当てはまる盗難・戦争・火災といった不運だけでは十分にできない」と。 すなわち、「フランスで書かれたパピルス証書のうち、 盗難や戦争や火災があったからという理由だけでは十分に説 唯 パ 1] 近 つまり、 要するに、 くのサ K

に対する意識 の差が文書の残り方に影響しているということを示唆しているのではないでしょうか

より、 調するように、 ・ます。 キビストの養成に文書の評価 0 大藤・安藤の御二人が提言する「文書管理史」 ねに理 能登 0 網野善彦さん 文書の 诗 一想的に行いえない場合のあることも十分に考えておかなくてはならないが、 国 家 原形、 の調査に入った経験が基礎になっていますが、 (故人) 原秩序をできるだけ正確にとらえうるようにすることは、 ・選別 は、 『アーキビストの養成・ 廃棄が取り上げられていることに対して、 は「考慮されるべき問題を提起する」と疑問を呈しています。 制度の実現に向けて』という報告書 「限られた調 査期 中 ・世史の立場から意見を述べ 間、 きわめて重要」 文書所 大藤修、 蔵 安藤正 の の事 なかで、 0) 強 7

ことは間 ると、蔵に保存された文書は、 management を訳したもので、大藤さんや安藤さんにも反論はあるでしょうが、 訳したことに網野さんは大きな抵抗を感じたようです。 書管理史」 違 は ない 御二人が提唱された「史料管理学」の重要な研究分野の一つです。「史料管理学」 が、 廃棄寸前の文書及び襖下張り文書は たしかに同家がその歴史の中で何らかの形で、「管理」 また、こうも書いています。 「管理」 の外におかれ、そこから完全に阻害された文書 どうも management を 上時 しつづけてきた文書であ 国家の文書に関 は 英語 「管理」 と直 てみ

大藤修さん

(元国立史料館

現在東北大学)

や安藤正人さん(元国立史料館、

現在学習院大学)

が提唱した

てその実態を明らかにすることができるのである」。 ながら が わなくてはならない。 あ 再 利用されたために伝来した文書と、 一時 国家の 北前 しかも、 船の活動及び金融業につい 泉雅博がのべているように、これらの廃棄されようとした文書、 通常の経緯で選択 ては、 後者にはほとんど手懸りがなく、 保存されて伝わった文書の性 前 格に 者によってはじ または、 は

また、 共同研究者の 関口博さんによれば、 「後者— 管理」、 保存された文書では、 わ ずかな田 団畑を耕 作する上時

国家の下人としての姿を見せるのみの人物が、前者―襖の下張り文書においては、 千両に及ぶ取引を行う有能な経営者としてその名を現わしている」そうです。 北前船 の船頭として交易に従事

り、「文書管理史」 来の事情を解明することが文書資料そのものの特質をとらえ、 状況に規定されている。 意思が加わっています。 いえ、この用語は に示していると言っていいのではないか、と。「管理」には当然、 つまり、 このことはまさしく管理・保存されてきた文書の性格、 「管理」から阻害され、 の研究の提言に積極的な意義のあることは十分に承認することができると認めながらも、 それゆえ、こうした管理の歴史とその特質をより精細に、また、 先ほどから言っているアーキビストのプロフェッションです。 切り捨てられた文書に積極的な規定を与え得ないうらみがあることも事 逆にその限界を明確にするために不可欠な課題であ 保存すべきか廃棄すべきかの文書保持者の選 ひいてはその「管理」の本質の一端をあざやか それは当然、 体系的に明らかにし、 当時 の歴史的

ん。 実」「しかも、そうした廃棄された文書群が、歴史研究者自身がこれまで事実上、切り捨ててきた世界の実態をよ っしゃるわけです。 く物語り、 つまり、 とにかく、 従来の歴史像を大きく変える内容を持っていることは確実である」と指摘しています。 捨てた文書の方が本当はもっと豊かな歴史を語りかけているのではないか、 どんなものでも、 もはや中世の史料を捨てる方はいないと思いますし、 文書を保管している箱の底から紙切れの 近世の史料も捨てることは考えられませ 断片が出てきても、 ということを網野さん 絶対に捨てません。 だがお

むような領収書の束だったりして、それが何百点、何千点と出てくる。私も、くる日もくる日も、 は一つの家文書が二万点、三万点超えることがよくあります。 ただし、 近・現代文書になると現実的にはどうでしょうか。 そのうち、 近・現代史の研究者から怒られそうですが、 多くは一冊の大福帳を付けてしまえば済 記 九州で 請取と

取っておきます。

いつか何かとくっつくかもしれないということで取っておきます。

との関係か りませんでした。つまり、 言ったことがあって、「そんなことは……」と私はあわてて否定しましたが、心のなかでは確かにと思わなくも た領収 ら短期間で済ませなければならない必要もあり、 書のデータを取り続けた経験があります。 近・現代が中心の民間文書の調査に入るときには、 あるとき、 そのなかでどうやって文書を捨てずに、 留学生の方が「こんなのは捨てたら?」と正 網野さんのご指摘のように ある 調 は 直 査 K

序を解体せずに調査するのか、ということがやはり問題だろうと思うのです。

解なので、吉田さんの提唱されていることとズレがあるかもしれませんが、この どこにどういう史料群があったのか、その史料保存の環境をきちんと記録に取っておき、 b もはや史料整理の現場で当たり前になっているのか、あるいはただ議論をしなくなっただけなのでしょうか。 査できないということがわかったら、 は そうしたなかで、近世史の吉田伸之さん(東京大学) や門外漢なので、 もしそのあたりの現状をご存じの方がい むやみやたらと文書群を分解しないで、 が一九九五年に らっしゃればご教示い 「現状記録法」 凍結しておこう、と。 「現状記録法」や ただけると幸いです。 を提唱されました。 もし自分たちで今回 「凍結整理法 以 上は 私 は

おわりに

糊でくっつけるのですけれども、 なぜ和紙は西洋紙に比べると生命力が強いかというと、 な疑問を返してきます。 が学 生に、 日 |本は 古文書大国である」 そのときに私が第一 和紙は手間をかけて繊維をほどき、 と説明しますと、 に思ったのは、 西洋紙は紙を作るときにパルプを細々に切って、 物理的な要因です。 学生は 長い繊維のままくっつけるので、 「なぜ日本は古文書大国 和紙は大変生命力が強い なのですか」と素朴 その繊 短くし

長さが和紙の生命力が強さにつながっているそうです。ただ、ときどき糊に膠を入れたことで、これが酸性物質な ので劣化を促進することもあるのですが、 和紙をわざわざ日本から輸入して使っているぐらいでして、 和紙自体は本当に生命力が強い。ですから、今では西洋画の 世界的に和紙の安定性が注目されており 修復に

ンの方が冗談じゃないと怒ったそうです。西洋の文書は、パピルスや羊皮紙など壊れやすい紙の素材に加えて、ご 経験があるようにインクは水がかかるとすぐに流れてしまうので、水につけるのはあり得ないことだったそうで ガル国立 その和紙に墨で書く。 図 |図書館とエヴォラ公文書館 .書館の方に屏風を水につけて文書を剥がすことを提案されたそうです。そうすると、当然ライブラリ この墨も大変安定性が高いわけです。 (図書館) に残っている南蛮屏風の裏張から出てきた豊臣期の文書を発見され 私の恩師 の中村質先生 (故人) がリスボ ポ

す。

かですね。 しょう」という実験をやって、それで納得してもらって文書を剥がしたということです。このエピソードにも明ら ていたのでしょう。 中村先生は日常の手紙も和紙に筆で書くという風情のある方でしたので、おそらく先方にも筆や和紙を持参され 物理的な要因は大きいと思います。 日本の ·和紙に墨で書かれた文書というのは、水につけても大丈夫。つまり大変丈夫だということです。 実際に和紙に筆で文字を書いて、水につけてライブラリアンの方に見せて、「ほら、 大丈夫で

土地証文である売券は、 全くその文書に対して興味・関心がなくなってしまうのに、 要因があるだろうと思います。 持っているだけで効力を発揮するそうです。文書に自分の名前が書いてなくても、 先ほどご紹介したフランスでは原文書としての役割が終わ 日本の場合はそうではなくて、 例えば中世の 持って

つ

精神的

0

もっ

たいない精神」

が染みつい

ているからだと考えるようになりました。

記」とい ば自分がその土地の権利を行使できるとか、ただ文書を持っていることで価値があったりします。あるい う記録を残していく家があったり、 あるいは、 地域の庄屋はその家職のなかで文書を残していくという役 は、

 \mathbf{H}

割があったりもします。

これは精神的というよりは、

経済的

・社会的な要因かもしれませんが

ということを提唱する方もいるようです。これとは別に、 書大国になっているのではない 精神」があったのではないかと思うのです。 しか しながら、 こうした意図的に文書を遺そうという行為の一方で、 か、ということを私は最近考えるようになりました。 私は最近、 世界的に有名になった日本の「もったい もう少し精神的な要因が 中世では「文書フェテシズム」 あっ て日 ·は古文

大国 する能力はないのでアーキビストには向かないなどと思っていましたが、 けれども残っているという状況で、今に伝わる。 国家文書も管理する文書がある一方で、 たいないから写経に使おうということをしなければ、 捨てない 文書の裏紙を用いたもので、 統的 ない んは、 日本になってきてい でおく、 語神として、文書を大切に保存する一方で、 かということで残っている。 Œ. 倉院文書の七○二年の戸籍というの あるい はただもったい るわけです。 たまたまその裏紙が戸籍や台帳だったということです。だから、 これまで私は近世史をしているからものが捨てられず、 そういう状況が、 古い蔵のほうに捨てたはずの文書がまだ残っているわけです。 ない から捨てないで放置していた。 は、 きっと捨てたのだけれども、 「もったいない精神」で残されたものです。 いったんは評価・選別して捨てた文書も、 紙背文書として残ることもなかったわけです。 日本を古文書大国にしてきたとは言えないでしょうか 近世史だからではなく、 そのような精神風土が もったいなくてまだ何かに使える 自分には 紙の裏が白くても 写経をする際に公 もったいない 私自身に日本人 あって、 あるい 捨てた 古 は、 んのだ か 時

必要ですか」というメールをくれました。研究者のつてを持っていらっしゃる方などは、そうやって連絡をくださ る福岡藩士の末裔の方で文書を持っていらっしゃる方が、「今日、我が家で断捨離したら古文書が出てきましたが ありたいですが、我が家で「断捨離」をしたら大変なことになります。それはともかく、先日、私が懇意にしてい て不要なものは捨て、 とも言える合理的精神を日本のアーキビストのプロフェッションとして求めるのは、 含めて、まだどのように評価・選別したらいいのかという明確な指針は合意されていないように見うけられました。 人としては思うのです。ただ、今回の話しをするために、私もいろいろな文献を読み直しましたが、 しょうか。 その一方で、最近「断捨離」も流行っています。本来は仏教用語だそうですが、とにかく物への執着を消し去っ これを逆にみれば、「もったいない精神」という日本の精神風土のもとで、 しかも、それがアーキビストの個人の能力に大きく委ねられるとなると、とてもできないだろうと私個 必要なものだけで生きていこう、と。「足る事を知る」ということなのでしょう。 評価・選別という、ある意味、 風土的に厳しいのではないで 海外の状況も

古文書大国ではありえなくなってしまうのではないでしょうか。 が弱くなっていることも新たな問題なのだと思います。 紙媒体で記録が残らなくなってきていることも大問題でしょうが、「遺していこう」「もったいない」という 意識して遺していかないと、日本はこれまでのような

るのでしょうけれども、そういったつてを持ってない方々は、どんどん大切な記録を捨てていっているのではない

かと思います。

以上、 かなり雑ぱくな話でしたけれども、皆さんになにかメッセージを送ることができたなら幸いです。

どうもありがとうございました。

〔参考文献〕

九九六年)

オリヴィエ・ギョジャナン「フランスにおける中世史史料」(東京大学史料編纂所編 網野善彦「史料学の発展のために」 (網野善彦編 『日本中世史料学の課題』 (弘文堂、 『歴史学と史料研究』、

出版社、二〇〇三年)

菅野文夫「中世的文書主義試論」(『岩手大学教育学部研究年報』

五〇一一、一九八六年)

山川

『史料館の歩み五〇年』、

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会『アーキビスト制度関係史料集』、一九九九年 国文学研究資料館史料館、二〇〇一

国文学研究資料館史料館、 一九九七年) カイブスの課題と中世史料論の状況」(『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研

保立道久「アー

研究レポート1、

·村質『近世長崎貿易史の研究』(吉川弘文館、 九九八年

吉

田

伸之

中

「現状記録法による調査方法の基本理念」(『千葉県地域史料現状記録調査報告書』 第1集、 九 九五年)